

(庶ろー15-B)

平成24年12月14日

地方裁判所事務局総務課長 殿 (東京, 大阪については文書企画官)

最高裁判所事務総局情報政策課課長補佐 池田 誠

最高裁判所事務総局民事局第二課課長補佐 渡邊 泉

期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）の利用に関する
留意事項について（事務連絡）

改正後の非訟事件手続法等の施行に伴う民事調停関係法規の改正により、平成25年1月1日以降に受理した民事調停事件について、期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）により別表記載の帳票を出力する場合、根拠条文の表示を訂正する等の処理が必要となります。

については、同プログラムでの別表記載の帳票の利用については、しばらくの間、別紙のとおりとしてください。

なお、管内の簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所本庁から本事務連絡の内容を周知してください。

おって、同プログラムについて改修等を実施する際には、別途連絡します。

(別 表)

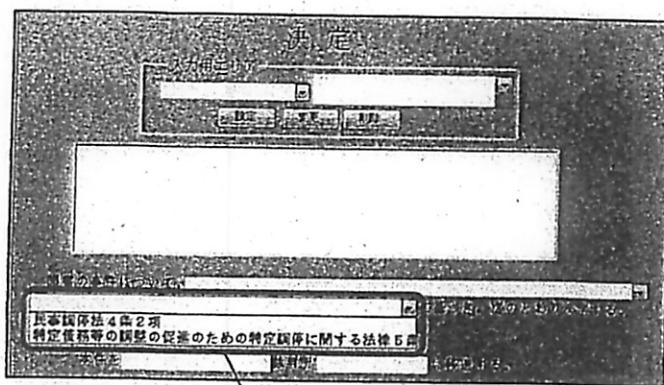
帳票名 (帳票ID)	新	旧
移送決定書 (R39)	民事調停法 4条3項	民事調停法 4条2項
移送決定書 (R39)	特定債務等の調整の促進 のための特定調停に関する法律 22条, 民事調停法 4条3項	特定債務等の調整の促進 のための特定調停に関する法律 5条
送付嘱託書 (R44)	民事調停法 12条の7	民事調停規則 12条
調査嘱託書 (R02)	民事調停規則 16条	民事調停規則 13条

(別 紙)

1 調停事件における移送決定書の作成について

調停事件の印刷メニュー (F10C) の「移送決定」ボタンをクリックすることで表示される「移送決定書」画面 (F38) に、所要の入力をして移送決定書 (R39) を作成する場合は、以下のとおりとする。

根拠条文を選択する以下のコンボボックスは、プルダウンメニューには「民事調停法4条2項」及び「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律5条」のみが表示されるが、どちらかを選択した後、同コンボボックス内で、手入力で正しい根拠条文に訂正し、「プレビュー」ボタン又は「印刷」ボタンをクリックして、移送決定書を作成する。

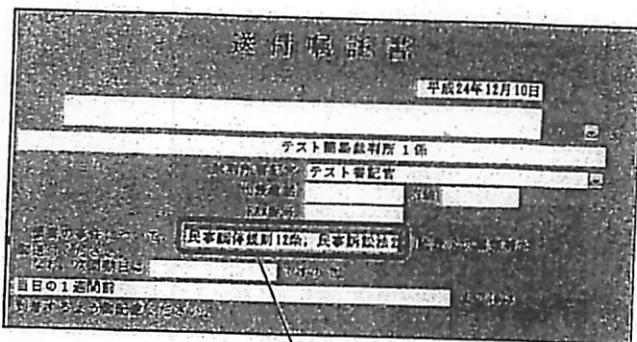


どちらかを選択した後、手入力で正しい根拠条文に訂正する。

2 調停事件における送付嘱託書の作成について

調停事件の印刷メニュー (F10C) の「送付嘱託書」ボタンをクリックすることで表示される「送付嘱託書」画面 (F25) に、所要の入力をして送付嘱託書 (R44) を作成する場合は、以下のとおりとする。

根拠条文を表示するテキストボックスは、「民事調停規則12条、民事訴訟法226条により、」と初期表示されるが、同テキストボックス内で、手入力で正しい根拠条文に訂正し、「プレビュー」ボタン又は「印刷」ボタンをクリックして、送付嘱託書を作成する。



3 調停事件における調査嘱託書の作成について

調停事件の印刷メニュー (F10C) の「調査嘱託書」ボタンをクリックすることで表示される「調査嘱託書」画面 (F26) は、根拠条文を表示するテキストボックスが、「民事調停規則13条」と表示され、手入力で訂正することはできないため、利用しない、又は所要の入力をして調査嘱託書 (R02) を印刷後、手書きで訂正する。